

鳥取県告示第436号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、農業大学校における生産品の物品
売払代金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年6月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手
特定非営利活動法人「東伯けんこう」
- 2 委託期間
平成21年4月21日から平成22年3月31日まで